

市長と語ろう ふれあいトーク 2017

参加グループ募集

今年度も「市長と語ろう ふれあいトーク」の申し込みを募集します。
この「ふれあいトーク」は、市民の皆さんと市長が膝を交えて直接意見交換を行うフリートーク方式の懇談会です。対象は、さまざまな活動をしている市民グループです。

開催概要

開催時期	平成30年1月31日(水)まで ※申し込みを受理し、開催が決定した後、開催日、場所、テーマを調整します。
対象	市内在住者で構成されたグループ
内容	グループが提示したテーマについて、フリートーク方式により意見交換を行います。
懇談時間	90分程度
申し込み方法	参加申込書に必要事項を記入のうえ、市長公室(伊豆長岡庁舎)へ持参、郵送、FAXまたはEメールで申し込みください。 ※参加申込書は、市長公室窓口または市ホームページで取得できます。

◆ご注意ください

- ・開催は原則として平日とします。
- ・当日の参加人数は10~20人としてください。
- ・開催場所は市内の公の施設とします。
- ・参加グループの費用負担はありません。
- ・開催結果は、個人情報に配慮したうえで原則公開するものとします。
- ・申し込み内容を審査後、事業の趣旨に照らし適当でないと認めた場合は、開催できません。

問い合わせ・申し込み先

〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1
伊豆の国市役所市長公室
☎ 055-948-1431 FAX 055-948-2915
Eメール info@city.izunokuni.shizuoka.jp

第12回パン祖のパン祭

夏のパン教室

専門の講師の指導による、本格的なパンづくりを体験できます。パンづくりに興味がある人は、ぜひご参加ください。

とき/7月29日(土)、8月26日(土)
13:00~16:00(受付12:30~)
ところ/田方農業高校 食品加工室
参加費/2,000円
定員/各30人(先着順)
申し込み方法/希望日を選択し、希望日の4日前までに電話で申し込みください。



第11回全国高校生パンコンテストの入賞作品も紹介予定です。

☎ 市役所農業商工課 ☎ 0558-76-8003

一生に一度の思い出に

成人式実行委員大募集!

平成30年1月7日(日)、アクシスかつらぎで伊豆の国市成人式を開催します。本年度二十歳を迎える新成人の皆さん、実行委員として成人式の企画、運営をして盛り上げませんか。



打ち合わせの様子

実行委員会は8月から毎月1回程度開催し、協力して準備を進めていきます。友達と一緒に参加も大歓迎。仲間と一緒に成人式を作り上げましょう。

対象/平成9年4月2日~平成10年4月1日生まれで、市内に住民登録のある人または中学卒業時まで住んでいた人

募集人数/30人(伊豆長岡・大仁・葦山の中学校区ごと、各10人)

内容/「市式典」の受付、司会などのスタッフ
実行委員会主催「新成人企画」の企画、運営

申し込み期限/7月28日(金)
※定員に達しない場合は随時受け付けます。

☎ 市役所生涯学習課 ☎ 055-948-1461

食品ロス削減と生ごみの減量に

取り組みましよう

☎ 市役所廃棄物対策課
☎ 055(949)6805

○ふじのくに
食べきりやっただね!
キャンペーン

県では、食品ロスを減らすため、協力店で「食べきり(完食)」を実践すると、特典やプレゼントがもらえるキャンペーンを実施します。



【実施期間】
食べきり割

7月17日(月・祝)~平成30年1月31日(水)
フォトコンテスト(夏季)
7月17日(月・祝)~8月31日(木)

※協力店など詳細はホームページをご覧ください。

☎ 054(221)3349
☎ 市役所農業商工課

URL <https://machipoj/tabekiri>

農林水産省の平成26年度推計によると、日本では、年間2,775万トンの食品廃棄物などが出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される、いわゆる「食品ロス」は621万トン。これを国民一人当たり換算すると、茶碗約1杯分(約134グラム)が毎日捨てられていることとなります。

食品ロスを減らすことは生ごみの減量でもあり、ごみ処理の経費削減にもつながります。皆さんの協力をお願いします。



○生ごみ減量に3つの「きり」

①計画的な買い物で食材を残りなく「使いきり」

食材を買い過ぎたり在庫があるのに同じ食材を買ったりしないよう、メモを取るなどして計画的な買い物をしてください。また、食材は無駄なく「使いきり」しましょう。



②食べる分量を把握して食べ残さない「食べきり」
食べ残しを減らすため料理を作り過ぎないようにし、食べきれずに残ったものは別の料理に活用する工夫をして「食べきり」しましょう。

③生ごみを出す前にひと絞り「水切り」



生ごみの約8割は水分です。水切りネットなどを活用し、「水切り」をするだけで生ごみを減らすことができます。

野生鳥獣の捕獲・飼養は禁止です!

鳥獣保護管理法では、原則として、野生の鳥獣を捕えることを禁止しています。発覚した違反事例では、違法と知りつつ密猟し、飼っていたケースが目立ちます。違法な捕獲や飼育などは、警察による摘発の後、鳥獣保護管理法違反で送検され、懲役または罰金刑の対象となります。

許可なく野生鳥獣を捕獲した場合

違法に捕まえた野生鳥獣を飼育、販売、譲渡、譲り受け、加工した場合

懲役1年以下
または
100万円以下の罰金

懲役6カ月以下
または
50万円以下の罰金

野鳥(メジロ、オオルリ、ヤマガラ)の密猟、違法飼育が後を絶ちません。自然界では多くの生物が生態系の一部となり、バランスを保って生きています。個人の所有物にしようとせず、距離を置いて見守ってください。



☎ 静岡県自然保護課 ☎ 054-221-3332
☎ 市役所農業商工課 ☎ 0558-76-8003